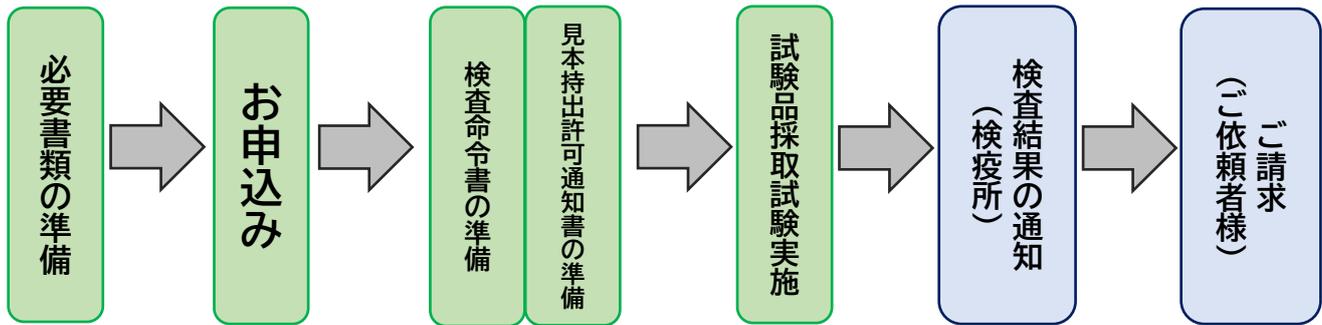


命令検査



1. 準備していただく書類

- ・ 申請書
- ・ 輸入食品届出書 写し
- ・ 検査命令書 写し
- ・ B/L
- ・ パッキングリスト
- ・ インボイス
- ・ 見本持出許可通知書

2. お申込み

当センターにお電話でご連絡ください。関係書類を事前にFAXまたはメールでいただきます。

検体の採取は、登録検査機関の検査員が保税倉庫等に出向き採取いたします。

(注) 申請者が自ら検体採取を行うことはできません。

- ・ 保税倉庫等確認および検体採取スケジュールを調整します。
- ・ 必要検体量および結果報告予定日等をお伝えします。
- ・ 検体採取に際して、お客様の立会いが必要な場合もあります。

3. 検査命令書の準備・見本持出許可通知書の準備

命令検査の試験品採取の方法に従った検体採取量を事前にお知らせします。

税関に申請後、見本持出許可通知書が発行され次第、その写しを当センターにFAXもしくはメールしてください。

…【見本持出許可通知書】は、必ず採取前までに当センターに書類を届けてください。

4. 試験品採取、検査の実施

当センター検査員により試験品を採取し、速やかに検査を実施します。

5. ご請求

試験手数料をご請求させていただきます。

原則的に初回受付時は、前納制とさせていただきます。手数料が決まり次第請求書を発行し、ご入金確認後

試験成績書を発行いたします。次回からは、検査結果の報告後に請求書をご郵送いたします。

6. 検査結果の通知

検査結果は当センターから管轄の検疫所に通知します。

(注) 原則的に命令検査の結果については、当センターから申請者に通知することはできません。